

税の申告はお済みですか？

市民税・都民税、所得税の申告は3月15日(木)までに提出を！

郵送でも申告できます

★「市民税・都民税」の申告は「市役所」へ、「所得税」の確定申告は「東村山税務署」へ、いずれも3月15日(木)までに提出してください。

★申告書を郵送する方で「控え」が必要な方は、控えに住所、氏名などを黒ボールペンで記載の上、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

※各会場とも車での来場は「遠慮ください。」※相談に来られる方へあらかじめ自分で書ける所は記入して、「来場ください。」申告期間中は混雑するためお待ちいただく場合があります。

★所得税

申告と相談は、東村山税務署へ 〒189-1855、東村山市本町1ノ20ノ22 ☎042-394-6811

※音声案内にしたがって「0」を選択してください。 ※土曜・日曜日、祝日はお休みです。

所得税の確定申告が必要な方

(1) 事業を営んでいる方、不動産所得などがある方、土地・建物などやゴルフ会員権、株式などを譲渡した方などで、23年中の各種所得の合計額から所得控除額を差し引いた金額を基礎として計算した税額が、配当控除額、年末調整にかかると住宅借入金等特別控除額の合計額より多い方

(2) 給与所得のある方で、次のいずれかに該当する方 ①給与の収入金額が2000万円を超える方 ②給与を1カ所から受けて

⑥在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払いを受ける際に所得税を源泉徴収されない方

ご注意ください

平成23年度の確定申告からその年の公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告の必要がなくなりました。

お、この場合でも、医療費控除の申告など、還付を受けるための確定申告は可能です。

※前記に該当し、確定申告の必要がない方であっても、

購入した方 (3) ローンを組んで住宅を (4) 年の途中で退職し、再就職しなかった方 (5) 災害や盗難にあった方 など

★市民税・都民税

申告と相談は、市役所課税課市民税係へ (市役所2階) ☎470-7777内線2333~2337 ※土曜・日曜日、祝日はお休みです。

申告が必要な方

(1) 24年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方 (2) 給与所得者の方でも、次のいずれかに該当する方

①勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方

確定申告をする必要がありませんが、市民税・都民税では申告をする必要があります。

(3) 24年1月1日現在、市内に居住していないが、市内に事務所や家屋敷を有する方に事務所や家屋敷を有する方

申告の必要がない方

(1) 前記「申告が必要な方」の(1)~(3)に該当する方で、所得税の確定申告書を税務署に提出した方

(2) 給与所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方

(3) 給与所得者の妻などで同居の方の扶養になっ

(4) 23年中から継続して、生活保護を受けている方

前年中に収入のなかった方も申告を

前年(23年)中に、病気・失業・学生であったなどの理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方へ」にその旨を記入し、提出してください。

※申告書を提出することにより、国民健康保険税の減免

や後期高齢者医療制度の保険料・介護保険料の算定の基礎資料となります。

また、年金などの受給申請や都営住宅入居などの申請時に税証明が必要になる場合があります。

24年度課税(非課税)証明書の発行

24年度(23年分所得)の課税(非課税)証明書の発行は、当初課税決定後になります。

税(非課税)証明書の発行は、毎月10日(月)以降を予定しています。

申告書・源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類・社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費・寄附金などの各控除を

バイクや軽自動車の廃車・所有者変更手続きなどはお済みですか？

取扱窓

次の取扱窓口で廃車または所有者変更の手続きをください。なお、軽自動車税には月割課税制度がありませんので、ご注意ください。

125cc以下のバイク・小型特殊自動車課税課(市役所2階) 125ccを超えるバイク・多摩自動車検査登録事務所(国立市北3ノ30ノ3) 050-5540-203

軽自動車税は、4月1日現在、バイクや軽自動車などを所有している方に課税されます。

軽自動車税は、4月1日現在、バイクや軽自動車などを所有している方に課税されます。今後は、4月1日現在で登録されている方に課税されます。

軽自動車などの税額と申告(手続き)場所

Table with 3 columns: 車両の種類, 税額, 申告(手続き)場所. Rows include 原動機付自転車, 小型特殊自動車, 軽自動車, and 二輪の小型自動車.

軽自動車税Q&A

Q 軽自動車税の納税通知書や督促状が送られてきますが、もう2~3年前から所有していません。どうしたらよいですか。

A 軽自動車税は、その年の4月1日現在で登録されている方に課税されます。今は使用していませんが、廃車手

お願い

市役所でお受けできる確定申告書は、次のものに限らせていただきます。

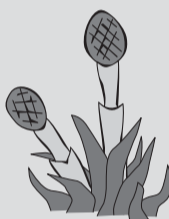
- (1) 提出のみの方 内容が記入されていて、お預かりするだけのもの (2) 簡易な申告の方

- ①収入が給与や公的年金のみの方 ②前記①に該当し、医療費控除や寄附金控除のある方

※簡易な申告の方で、医療費控除を受ける場合には、医療費の合計額をあらかじめ計算して来場してください。

市役所では、確定申告書(簡易なもの)の記載方法などについて疑問などがある方に書き方のアドバイスをしますが、確定申告書はご自身で作成していただきます。

申告期間中は、申告会場がたいへん混雑するため、お待ちいただく場合があります。あらかじめご了承ください。



市消費者センターにご相談ください 「多重債務110番」

~多重債務問題は解決できます~

市消費者センターでは、次の2日間、「多重債務110番」を実施します。多重債務でお困りの方は、一人で悩まずに相談しましょう。

【日時】3月5日(月)・6日(火) 午前10時~正午、午後1時~4時

【会場】同センター(市役所2階生活文化課内) 【実施形態】電話相談・来所相談(予約不要) ※通常の消費者相談も行っています。

消費生活に関する 「若者のトラブル110番」

キャッチセールスや架空請求、インターネットに関連したトラブルなど、若者の消費者被害が後を断ちません。市消費者センターでは次の2日間、「若者のトラブル110番」を実施します。

【日時】3月13日(火)・14日(水) 午前10時~正午、午後1時~4時

【会場】同センター(市役所2階生活文化課内) 【対象】契約当事者が29歳以下の相談 【実施形態】電話相談・来所相談(予約不要) ※通常の消費者相談も行っています。詳しくは同センター☎473-4505へ。